清須市週休２日制工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）において、建設業における若手の技術者及び女性技術者の確保及び育成並びに企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図るため、建設業における週休２日の普及に向けた取組に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　完全週休２日　対象期間において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

⑵　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、２８．５パーセント（４週８休）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では２８．５パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

⑶　対象期間　工事の始期から工事の終期までの期間（次に掲げる期間を除く。）をいう。

ア　準備期間（工事に係る契約の締結日（以下「契約締結日」という。）の翌日から工事の始期の前日までの期間をいう。）

イ　後片付け期間（工事の終期の翌日から工事完成届を提出する日までの期間をいう。）

ウ　工事の請負者が定める夏季休業の期間

エ　１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までの期間

オ　工場製作のみの期間

カ　事故等により工事が稼働していない期間

キ　天災等の突発的な事情による対応期間

⑷　現場閉所　安全点検、巡視等を除き、現場作業（現場事務所での事務を含む。以下同じ。）を一切行わない状態をいう。

（発注方式）

第３条　週休２日を確保する工事（以下「週休２日制工事」という。）の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

⑴　発注者指定型　発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式

⑵　受注者希望型　受注者が、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までに、発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

（対象工事）

第４条　週休２日制工事の対象となる工事は、清須市の発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

⑴　設計金額が３，０００万円未満の工事

⑵　著しく対象期間が短い工事

⑶　通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

⑷　緊急の応急復旧工事

⑸　その他市長の定める工事

（取組内容）

第５条　週休２日制工事を実施する工事の取組の内容は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　発注者指定型　次に掲げる取組

ア　受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、実施する週休２日の形式を記載するものとする。

イ　受注者は、工事完成日までに実施結果表を作成し、提出するものとする。

ウ　発注者が週休２日に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならないこと。

⑵　受注者希望型　次に掲げる取組

ア　受注者は、週休２日制工事に取り組む場合には、工事に係る契約の締結後、施工計画書を提出するまでに、週休２日の取得計画が分かるように計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うこと。ただし、週休２日の

実施に伴う工期の変更は行わないこと。

イ　監督員は、アの協議の結果、当該工程で週休２日の確保ができると認めた場合は、当該工事を週休２日制工事とする旨を回答すること。

ウ　受注者は、工事完成日までに実施結果表を作成し、提出するものとする。

エ　発注者が週休２日に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならないこと。

（経費の補正）

第６条　週休２日制工事を実施する工事については、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定める割合を用いて経費の補正を行うものとする。

⑴　建築工事

適用区分	完全週休２日	月単位の週休２日
労務費	１．０２	１．０２
現場管理費率	１．０１	

⑵　土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

愛知県「完全週休２日制・週休２日制工事実施要領（愛知県農業水産局・農林基盤局)」で定められた補正係数の表を適用するものとする。

２　発注者は、現場閉所状況の確認後、前項の規定による経費の補正を行い、変更契約を締結するものとする。

（工事名）

第７条　発注者は、週休２日制工事の対象となる工事のうち、発注者指定型を採用する工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、工事名の末尾に「(週休２日)」と記載するものとする。

（特記仕様書）

第８条　発注者は、週休２日制工事の対象となる工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、特記仕様書に当該工事が週休２日制工事の対象となる工事である旨を明示するものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。